

# 宇土市女性活躍推進事業委託仕様書

## 1 業務名

宇土市女性活躍推進事業委託

## 2 業務の目的

現在、各種審議会や意思決定の場への女性の参画が十分に進んでいない現状を踏まえ、社会的視野を持ちリーダーシップをとる女性人材の発掘・育成とネットワークの構築を目指す。

また、女性人材の審議会や意思決定の場への参画を促し、さらにはネットワーク化することにより、本市の男女共同参画のより一層の推進を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

## 4 業務内容

本業務の概要は、次のとおりとする。なお、各業務については、社会情勢を鑑み、市が個々に実施の可否を判断し、受託者はこれに従うこと。

### (1) 打合せ協議

本事業の円滑な遂行を図るため、受託者は、市の担当職員と綿密な連絡を図ること。

本事業の着手時及び成果報告時の2回については、業務責任者が出席して打合せ協議を行うほか、市又は受託者の必要に応じて、随時、打合せ協議を行うものとする。

なお、受託者は、打合せ協議後速やかに議事録を作成し、市の確認を受けるものとする。

### (2) 実施計画書の作成

本事業の実施に当たり、受託者は、受託後速やかに業務の全体計画を立案した上で、業務概要、実施方針、業務日程及び組織体制等を内容とする実施計画を作成し、市の承諾を得ること。

### (3) 講座の開催

- ・対象者：本市に在住、在勤等する18歳～50歳代の女性

ただし、上記年代以外及び男性であっても、本事業に関心があり、女性活躍推進及び男女共同参画推進活動に意欲がある者については対象とする。

- ・定員：15人程度
- ・開催時期：令和7年10月～12月頃

- ・実施回数：計5回（月1、2回を想定）  
うち、1回は講座受講者以外の市民も対象とした公開講座とする。
- ・内 容：本市における男女共同参画の現状及び課題を明らかにするもの  
男女共同参画を推進する上での女性の視点の重要性を学ぶもの  
本市で活躍するロールモデルとなる女性等の講演  
リーダーシップを取る上で必要なスキルの向上を図るもの
- ・業務範囲：講座の具体的実施内容の企画立案、参加者募集、講師の手配、運営スタッフの手配、会場確保及び会場設営等、講座実施に係る一切の業務を実施するものとする。
- ・会 場：講座の開催会場は、受講者の利便性を考慮して選定すること。
- ・参加費：講座の参加費は、無料とする。
- ・託 児：受託者は、必要に応じ託児を実施すること。なお、託児の利用者負担は無料とする。
- ・広 報：受託者は、効果的な周知・広報に努めるものとする。（広報紙及びホームページ等による事業の周知並びにチラシ印刷については、市が行う。）
- ・アンケート：受託者は、講座ごとにアンケートを実施し、集計を行うものとする。なお、集計結果について、速やかに市に報告すること。
- ・その他：講座の開催と併せ、受講者同士が意見交換する場を設けるなど、受講者同士のネットワーク構築に努めるものとする。

#### （4）広報

受託者は、女性活躍推進及び男女共同参画推進に関する広報活動について市との連携に努めるものとする。

#### （5）事業報告

受託者は、本事業全般にかかる報告書を作成し、市に提出するものとする。ただし、講座実施後は、講座ごとに報告書を作成し、市に提出するものとする。

#### （6）事業経費

本事業の実施に係る一切の経費（人件費・講師派遣に係る費用・会場使用料・託児費用等）は、受託者負担とし、委託料に含めるものとする。ただし、受講者に対する講座開催通知に係る郵送料は、市が負担するものとする。

### 5 個人情報の保護・秘密の保持

受託者は、本業務の履行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」等の法令等を遵守するとともに、善良な管理者としての注意を払う義務を有し、業務上知り得たことについては、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、いかなる理由があっても他人に漏えいしてはならない。

## 6 報告及び検査

市は、必要があると認められるときは、受注者に対して本業務の履行状況その他の必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

## 7 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することについて、あらかじめ書面で市の承諾を得たときはこの限りではない。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項については、市と協議の上、決定する。